

島都都第 332 号
令和 3 年 12 月 10 日

公益社団法人 静岡県宅地建物取引業協会
会長 宇野 篤哉 様

島田市長 染谷 絹代
(都市基盤部都市政策課)

開発行為許可に伴う流出抑制施設の維持管理協定について（お知らせ）

日頃、本市の都市計画事業について、御理解と御協力を賜りお礼申し上げます。

さて、この度、都市計画法施行規則第 60 条の適合証明書の交付に際する現地調査において、都市計画法第 29 条に基づく開発行為の許可を受け設置された流出抑制施設が、工事完了公告後に埋め立てられたことにより施設としての機能を喪失し、許可内容と現況が大きく乖離してしまうという事案が発生しました。

そのため、本市では、流出抑制施設が継続的に機能維持されるよう、島田市開発行為等事務処理要領を改正し、工事検査済証の交付前に開発事業者と流出抑制施設の維持管理協定を締結することとしましたので、お知らせします。

記

1 維持管理協定を締結する事業

都市計画法第 29 条で許可した開発行為において、協議により市が流出抑制施設の帰属を受けない事業とする。ただし、調整池を設けず直接放流を許可した開発行為の事業は除く。

2 適用時期

令和 4 年 4 月 1 日以後の都市計画法第 29 条の開発行為許可に係る申請から

3 維持管理協定を締結する時期

都市計画法第 36 条第 2 項の工事の検査済証の交付前

4 維持管理協定の内容

別添「流出抑制施設の維持管理に関する協定書（案）」のとおり。

島田市都市基盤部都市政策課
担当 田村・古楯
電話 0547-36-7179